

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成23年5月13日提出
【計算期間】	第15期特定期間（自 平成22年8月17日 至 平成23年2月15日）
【ファンド名】	パン・パシフィック外国債券オープン
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 公俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目6番7号
【事務連絡者氏名】	阿部 一
【連絡場所】	東京都港区北青山三丁目6番7号
【電話番号】	03－5469－3587
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

パン・パシフィック外国債券オープンは、環太平洋先進諸国の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（注）当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本除く)	あり ()
一般	年2回		
大型株	年4回	日本	
中小型株			
債券	年6回 (隔月)	北米	
一般		欧州	
公債	年12回 (毎月)	アジア	
社債		オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米	
不動産投信	その他 ()	アフリカ	
その他資産 ()		中近東 (中東)	なし
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

債券 公債

目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本除く）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本除く）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

■ファンドの特色

- ①環太平洋先進諸国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国を指します。）の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。
- ②原則として、取得時の格付がA格相当以上の信用度が高いと判断される債券に投資します。
- ③4カ国に分散投資し、リスクを抑制します。
- ④相対的に高い利回りが期待される債券に投資することにより、安定的な収益の確保を目指します。
- ⑤毎月1回（毎月15日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として毎月収益分配を行います。
- ⑥外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

（2）【ファンドの沿革】

平成15年8月29日

信託契約締結、信託財産の設定、運用開始

平成22年10月1日

ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継

（3）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

当ファンドは、環太平洋先進諸国の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。



※損益は全て投資者である受益者に帰属します。

②委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。

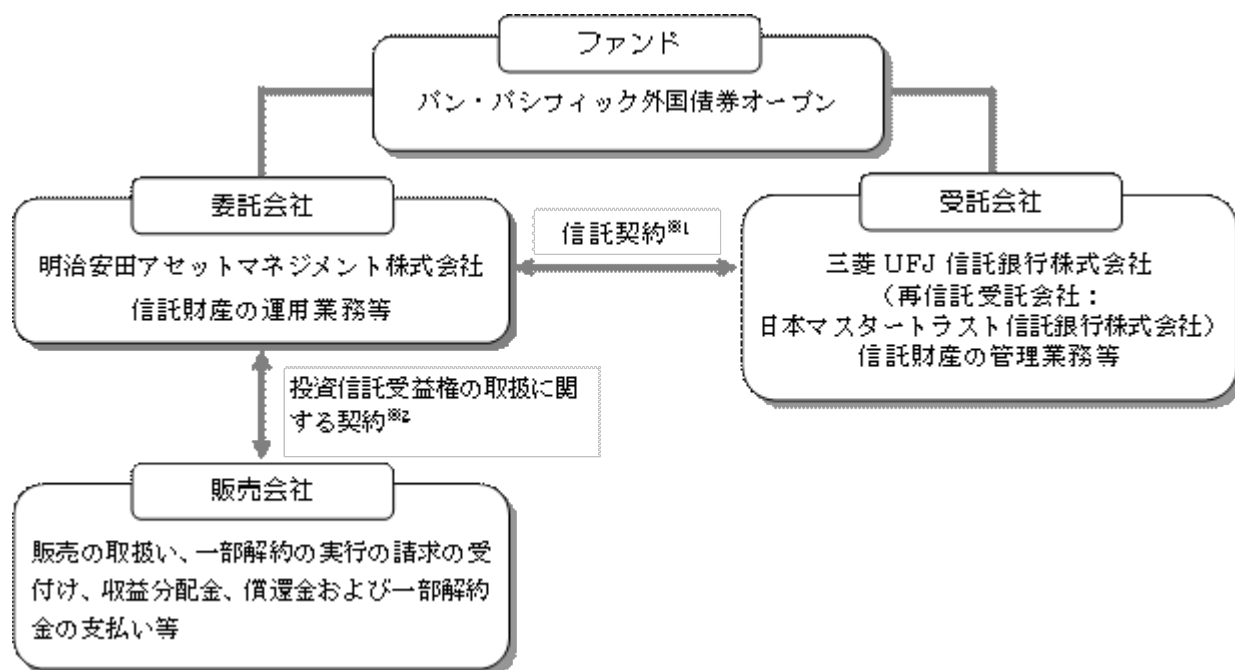
2. 受託会社（受託者）：三菱UFJ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

（受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）

3. 販売会社

ファンドの販売会社としての募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において、「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において、「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

◆資本金：10億円（本書提出日現在）

- ◆沿革：昭和61年11月：コスモ投信株式会社設立
 平成10年10月：ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
 平成12年2月：商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
 平成12年7月：明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
 平成21年4月：商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
 平成22年10月：安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

◆大株主の状況（本書提出日現在）

名称	住所	所有株式数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア パシフィック ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 80335 ミュンヘン ジーデル シュトラッセ 24-24a	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

I. 投資対象

環太平洋先進諸国の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

II. 投資態度

①環太平洋先進諸国の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

具体的には、環太平洋先進諸国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国を指します。）の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を、信用リスクを抑えつつ、ポートフォリオ全体のデュレーション管理により、金利変動リスクに配慮しながら、安定したパフォーマンスを目指して運用を行います。

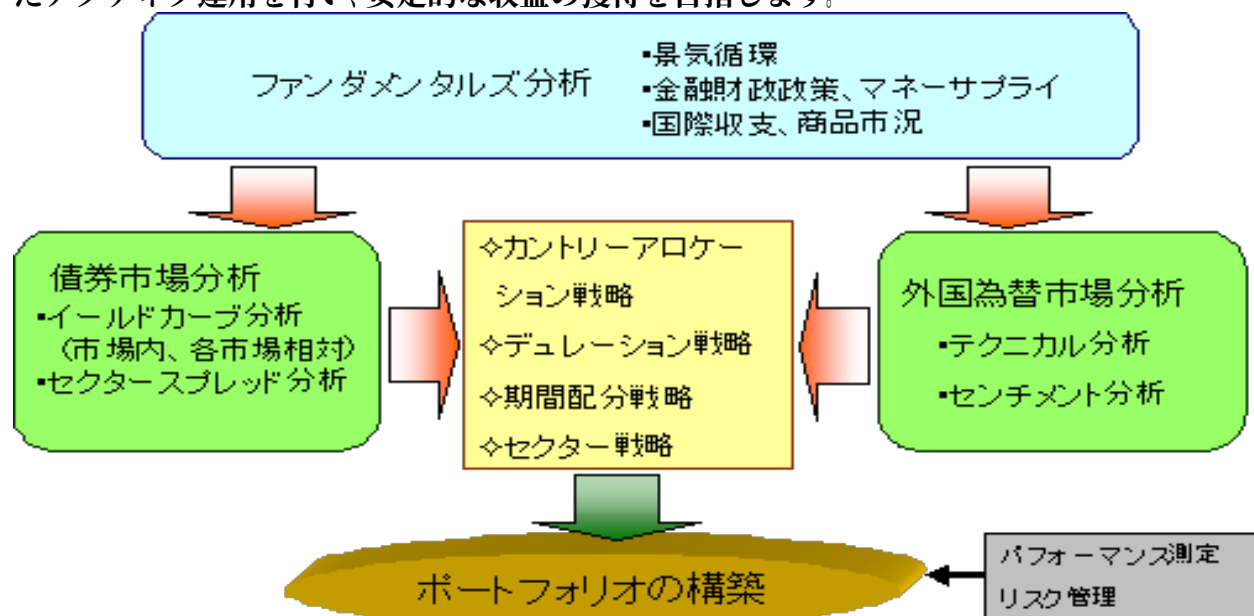
②運用にあたっては、金利変動リスク、信用リスク等に配慮しつつイールドカーブ戦略、個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行い、安定的な収益の獲得を目指します。

③外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

④資金動向、市況動向、残存期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

III. 運用プロセス

金利変動リスク、信用リスク等に配慮しつつイールドカーブ戦略、セクター・個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行い、安定的な収益の獲得を目指します。



①ファンダメンタルズ分析※¹

投資対象国の景気循環の中での位置（後退期、拡大期等）を見極め、これに対応した政策動向等进行分析し、債券・為替両面から各市場の相対的な優位性を判断します。

②債券市場分析

各国債券市場間のイールドカーブ※²比較、実質金利比較や、それぞれの債券市場におけるイールドカーブの形状分析、国債とその他の銘柄のスプレッド分析等に基づき、相対的に割安な市場、期間、セクターを判断します。

③外国為替市場分析

ファンダメンタルズ分析に加え、テクニカルチャートや先物ポジションの分析等により、各国通貨動向を判断します。

④ポートフォリオの構築

各分析の結果に基づき、カンントリーアロケーション戦略、デュレーション※³戦略、期間配分戦略※⁴（バーベル戦略※⁵、ブレット戦略※⁶）、セクター戦略を決定し、運用ガイドラインに沿った銘柄選択を行います。

⑤パフォーマンス測定

市場インデックスと比較した相対パフォーマンスおよび要因分析、類似ファンドとのパフォーマンス比較に基づき、戦略の見直しを行い、次期の戦略決定の参考とします。

（注）

※1 ファンダメンタルズ分析

一般的にファンダメンタルズ分析は、証券等の投資価値を求めて発行主体の経営的・財務的特性等の分析を行います。これに対してテクニカル分析は、市場現象に着目した分析を行います。例えば、価格や出来高の推移を図示して、そこから変化傾向を読み取ったり、市場の需給関係等の状況から変動方向を判断します。

※2 イールドカーブ

ある一時点において、他の条件が等しく、残存期間のみ異なる債券を対象とし、横軸に残存期間をとり、縦軸に利回りをとったときにできる曲線のことをいいます。一般的に、イールドカーブが右下がりのときは将来金利が低下すると予想され、右上がりのときは将来金利が上昇すると予想されます。

※3 デュレーション

債券投資元本の回収までに要する平均残存期間をいいます。

※4 期間配分戦略

債券投資における保有債券と今後の金利見通しに伴い、債券投資における残存期間をコントロールする戦略です。

※5 バーベル戦略

短期債と長期債を分散して保有し、中期債は保有しないといった運用で、短期債から流動性を確保し、長期債から好利回りを追求します。利回りの変動が大きいと予想した場合の運用手法となります。

※6 ブレット戦略

保有債券の残存期間を一つに集中させる運用方法で、通常の場合、バーベル戦略に比べ好利回りとなります。利回りの変動が小さいと予想した場合の運用手法となります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限り。）

ハ.金銭債権

ニ.約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1) から8) の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 13) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 15) 外国の者に対する権利で前14) の有価証券の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書、9) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに9) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前5) の権利の性質を有するもの

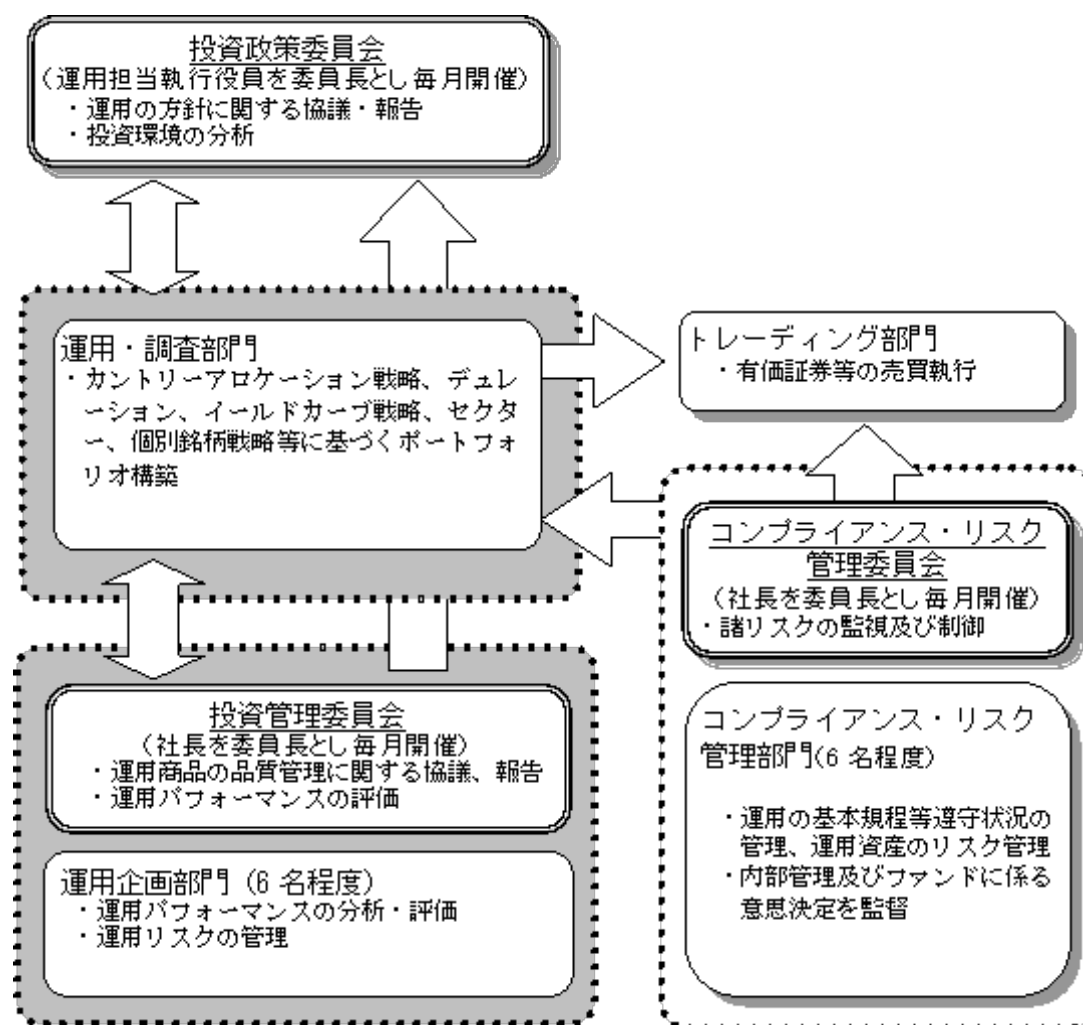
④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

１．運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



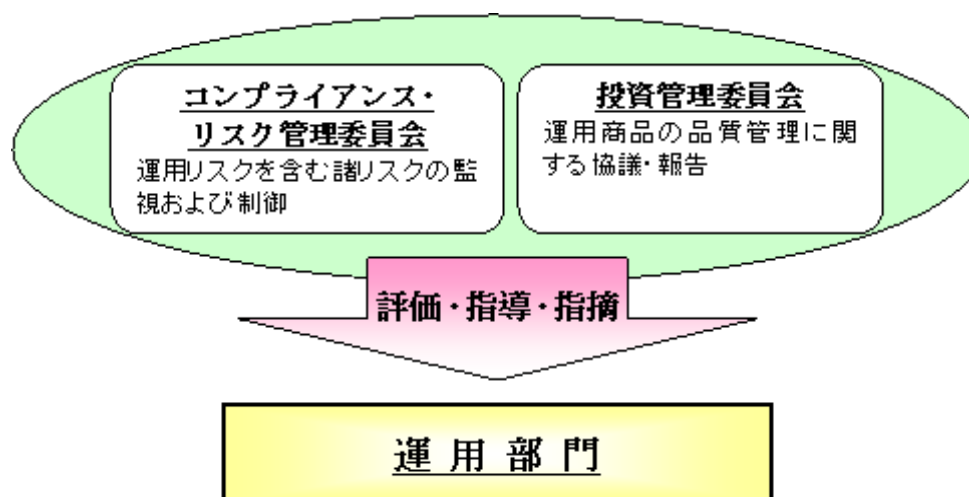
- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

2. 内部管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。
- ②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



＜受託会社に対する管理体制＞

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

※ファンドの内部管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

（４）【分配方針】

毎月15日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<分配のイメージ図>



※上図は分配に関するイメージ図であり、将来の投資成果および分配金の支払いを保証するものではありません。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

■投資信託約款に基づく主な投資制限

①株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

②投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

④スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑦外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資については制限を設けません。

⑧特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券の投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑨外国為替予約の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 前1)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3) 前2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑩資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

■法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

<同一株式の投資制限>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）ファンドの主なリスク

当ファンドは、主に外国の債券を投資対象としますので、組入債券の価格の下落や、組入債券の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドが主たる組入対象とする証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。

①金利変動リスク

主要投資対象である債券は、一般的に金利が上昇した場合には価格は下落し、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

②信用リスク

一般的に債券等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される局面となった場合には、当該債券等の価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

③市場リスク

投資対象国の景気、経済、社会情勢等により債券市場全体が下落した場合には、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

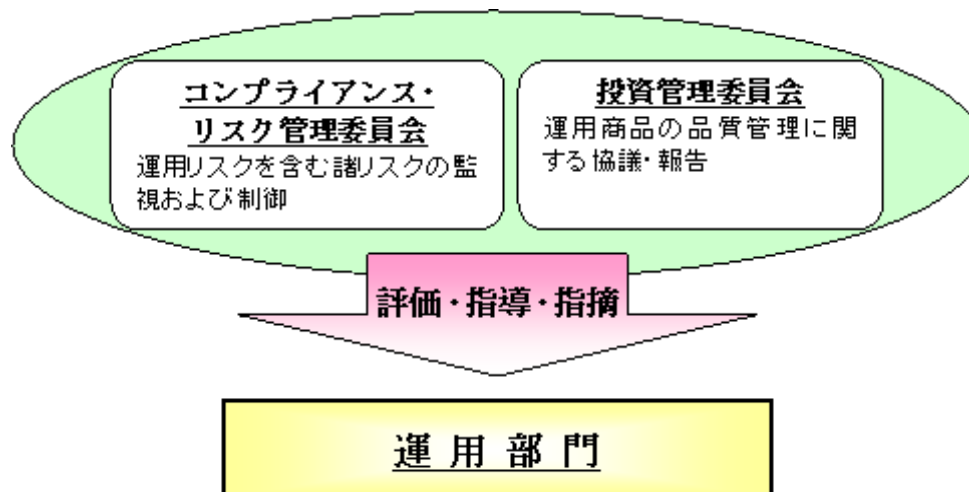
④為替変動リスク

外貨建資産を主要投資対象としますので、為替動向によって基準価額は影響を受けます。一般的に、当該外貨に対し円安になれば、当該外貨建資産の価格の上昇要因となりますが、円高になれば、当該外貨建資産の価格の下落要因となります。したがって、為替変動等により外貨建資産の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

（２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。
- ②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



※ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

- ①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.05%（税抜1.00%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、下記の通りとします。

（年率）

合計	各販売会社の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
純資産総額に 対して 1.05% （税抜1.00%）	100億円以下の 部分に対して	0.4725% （税抜0.45%）	0.5250% （税抜0.50%）	0.0525% （税抜0.05%）
	100億円超300億円以下の 部分に対して	0.4200% （税抜0.40%）	0.5775% （税抜0.55%）	
	300億円超の 部分に対して	0.3675% （税抜0.35%）	0.6300% （税抜0.60%）	

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

なお、委託会社と販売会社の配分については各販売会社の取扱残高（信託財産の純資産総額ベース）に応じて計算されるものとします。

- ②信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ③ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額、ならびに先物・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用等は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

＜収益分配金の課税＞

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

＜一部解約時および償還時の課税＞

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込み）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

※平成21年1月1日から平成23年12月31日まで3年間適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

＜損益通算について＞

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）と損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

②個別元本について

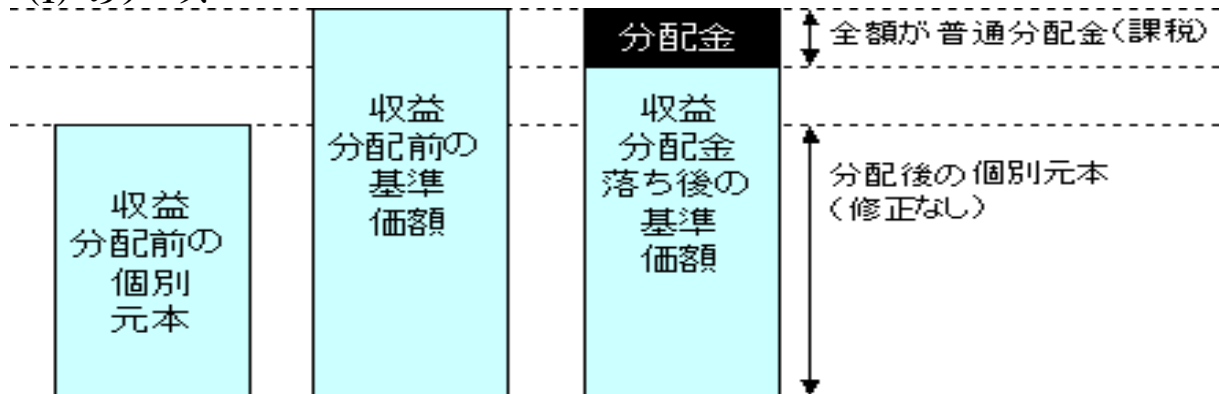
- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③収益分配金について

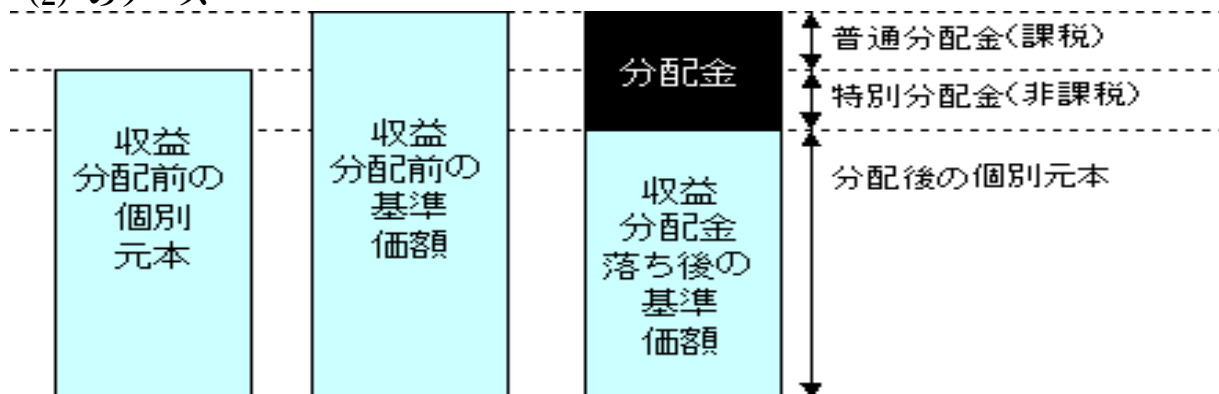
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、（１）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（２）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(1) のケース



(2) のケース



※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税制が改正された場合等は、「課税上の取扱い」の内容が変更となることがあります。

※課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成23年3月31日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	11,831,856,530	16.95
	カナダ	11,400,360,052	16.33
	ニュージーランド	5,758,217,825	8.25
地方債証券	カナダ	6,620,125,165	9.48
特殊債券	国際機関	16,495,321,074	23.63
	オーストラリア	14,512,173,827	20.79
	カナダ	1,244,273,175	1.78
小計		67,862,327,648	97.21
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,949,553,567	2.79
合計（純資産総額）		69,811,881,215	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

1. 上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.25%	34,000,000	10,508.13	3,572,767,112	10,476.90	3,562,146,000	6.25	2030/5/15	5.10
2	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 9%	23,500,000	13,799.05	3,242,777,939	13,698.83	3,219,225,722	9	2025/6/1	4.61
3	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 6%	49,000,000	6,554.03	3,211,477,778	6,532.73	3,201,040,640	6	2021/5/15	4.59
4	オーストラリア	特殊債券	QUEENSLAND TREAS 6.25%	32,000,000	8,890.17	2,844,854,476	8,845.06	2,830,420,582	6.25	2019/6/14	4.05
5	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 6.125%	31,000,000	8,634.25	2,676,618,864	8,561.51	2,654,070,208	6.125	2017/1/23	3.80
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.75%	21,300,000	12,095.72	2,576,389,757	11,981.39	2,552,037,201	8.75	2020/8/15	3.66
7	オーストラリア	特殊債券	NSWTC-DOMESTIC 6%	27,000,000	8,776.02	2,369,527,603	8,742.45	2,360,463,379	6	2016/4/1	3.38
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.25%	22,500,000	10,402.84	2,340,640,019	10,331.38	2,324,562,187	6.25	2023/8/15	3.33
9	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 5%	23,000,000	9,333.17	2,146,629,320	9,292.82	2,137,349,773	5	2014/6/1	3.06
10	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 6%	31,000,000	6,681.72	2,071,335,060	6,624.66	2,053,646,460	6	2017/12/15	2.94
11	オーストラリア	特殊債券	QUEENSLAND TREAS 6%	21,000,000	8,779.12	1,843,616,678	8,744.17	1,836,277,497	6	2017/9/14	2.63
12	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 4%	20,000,000	9,157.48	1,831,496,460	9,095.72	1,819,144,288	4	2016/6/1	2.61
13	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 6.5%	21,000,000	8,649.31	1,816,356,864	8,636.40	1,813,645,344	6.5	2019/8/7	2.60
14	カナダ	地方債証券	ONTARIO PROVINCE 4.3%	20,000,000	9,085.61	1,817,122,712	9,015.02	1,803,005,944	4.3	2017/3/8	2.58
15	国際機関	特殊債券	INTERAMER DEV BK 6%	20,000,000	8,679.01	1,735,803,200	8,646.13	1,729,226,688	6	2016/5/25	2.48
16	オーストラリア	特殊債券	NSWTC-DOMESTIC 6%	19,000,000	8,768.28	1,665,973,382	8,722.31	1,657,239,705	6	2019/4/1	2.37
17	オーストラリア	特殊債券	TREAS CORP VICT 6.25%	18,000,000	8,749.94	1,574,990,265	8,746.07	1,574,293,017	6.25	2012/10/15	2.26
18	国際機関	特殊債券	INTERAMER DEV BK 6.5%	16,500,000	8,813.30	1,454,194,632	8,776.28	1,448,087,256	6.5	2019/8/20	2.07
19	国際機関	特殊債券	INT BK RECON&DEV 6%	16,000,000	8,675.14	1,388,022,784	8,640.71	1,382,513,664	6	2016/11/9	1.98
20	国際機関	特殊債券	INTL FIN CORP 7.5%	15,000,000	8,964.80	1,344,720,240	8,952.32	1,342,848,000	7.5	2013/2/28	1.92
21	オーストラリア	特殊債券	QUEENSLAND TREAS 6%	15,000,000	8,734.69	1,310,204,742	8,674.97	1,301,245,536	6	2021/6/14	1.86
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.625%	14,000,000	9,375.16	1,312,522,750	9,272.52	1,298,153,390	4.625	2017/2/15	1.86
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.625%	15,000,000	8,672.28	1,300,842,773	8,595.63	1,289,344,687	3.625	2019/8/15	1.85
24	カナダ	地方債証券	ONTARIO PROVINCE 4.4%	12,000,000	9,144.89	1,097,386,833	9,085.44	1,090,253,068	4.4	2016/3/8	1.56
25	国際機関	特殊債券	INTL FIN CORP 5.75%	12,500,000	8,669.97	1,083,747,200	8,645.01	1,080,626,800	5.75	2014/6/24	1.55
26	カナダ	特殊債券	CAN HOUSING TRUS 4.1%	12,000,000	9,022.31	1,082,677,298	8,974.25	1,076,910,667	4.1	2018/12/15	1.54
27	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 4.25%	11,000,000	9,289.82	1,021,880,970	9,239.03	1,016,293,368	4.25	2018/6/1	1.46
28	オーストラリア	特殊債券	QUEENSLAND TREAS 6.5%	11,000,000	8,747.01	962,172,112	8,739.70	961,367,264	6.5	2012/4/16	1.38
29	オーストラリア	特殊債券	TREAS CORP VICT 6%	11,000,000	8,710.09	958,109,996	8,649.83	951,481,836	6	2020/6/15	1.36
30	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 5.125%	10,000,000	9,358.53	935,853,250	9,263.74	926,374,150	5.125	2017/5/30	1.33

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
特殊債券	46.20
国債証券	41.53
地方債証券	9.48
合計	97.21

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

種類	売建／買建	通貨	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率(%)
為替予約取引	買建	ドル	12,800,697.09	1,059,626,344	1,064,249,956	1.52
	買建	ニュージーランドドル	13,677,881.10	855,790,825	866,904,104	1.24
	買建	カナダドル	5,446,928.08	462,408,788	466,529,390	0.67
	売建	ニュージーランドドル	5,356,667.54	335,153,296	339,505,588	△0.49
	売建	オーストラリアドル	5,136,500.00	436,946,645	441,893,095	△0.63
	売建	カナダドル	5,464,941.78	463,938,035	468,072,263	△0.67
	売建	ドル	13,424,059.91	1,111,227,570	1,116,076,340	△1.60

（注）評価額の算定方法：原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期特定期間末（平成16年2月16日）	9,064,914,714	9,095,119,086	10,504	10,539
第2期特定期間末（平成16年8月16日）	8,881,768,817	8,915,840,439	10,427	10,467
第3期特定期間末（平成17年2月15日）	7,576,301,088	7,608,071,917	10,731	10,776
第4期特定期間末（平成17年8月15日）	10,172,090,734	10,217,350,369	11,237	11,287
第5期特定期間末（平成18年2月15日）	24,571,450,825	24,686,495,753	11,747	11,802
第6期特定期間末（平成18年8月15日）	30,182,692,871	30,327,911,134	11,431	11,486
第7期特定期間末（平成19年2月15日）	32,773,924,847	32,939,400,438	11,884	11,944
第8期特定期間末（平成19年8月15日）	29,260,322,738	29,431,815,918	11,943	12,013
第9期特定期間末（平成20年2月15日）	37,275,276,222	37,531,019,032	11,660	11,740
第10期特定期間末（平成20年8月15日）	47,834,231,629	48,175,178,821	11,224	11,304
第11期特定期間末（平成21年2月16日）	35,616,438,363	35,974,293,057	7,962	8,042
第12期特定期間末（平成21年8月17日）	46,433,859,468	46,849,732,672	8,932	9,012
第13期特定期間末（平成22年2月15日）	52,705,771,755	53,194,039,331	8,636	8,716
第14期特定期間末（平成22年8月16日）	61,176,458,058	61,770,874,637	8,233	8,313
第15期特定期間末（平成23年2月15日）	67,380,259,139	68,055,475,877	7,983	8,063
	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
平成22年2月末日	52,700,485,432		8,588	
平成22年3月末日	58,012,684,708		8,996	
平成22年4月末日	60,481,342,120		9,157	
平成22年5月末日	58,679,656,446		8,509	
平成22年6月末日	59,359,639,903		8,318	
平成22年7月末日	61,304,282,739		8,358	
平成22年8月末日	61,473,484,736		8,183	
平成22年9月末日	64,746,854,613		8,393	
平成22年10月末日	63,542,706,379		8,067	
平成22年11月末日	65,652,991,961		8,199	
平成22年12月末日	65,675,714,213		8,023	
平成23年1月末日	66,690,834,048		7,969	
平成23年2月末日	67,398,957,861		7,966	
平成23年3月末日	69,811,881,215		8,140	

（注）特定期間末日における純資産総額および単価を表示しております。

②【分配の推移】

	1 万口当たり税込み分配金（円）
第1期特定期間（平成15年8月29日から平成16年2月16日まで）	136
第2期特定期間（平成16年2月17日から平成16年8月16日まで）	240
第3期特定期間（平成16年8月17日から平成17年2月15日まで）	250
第4期特定期間（平成17年2月16日から平成17年8月15日まで）	275
第5期特定期間（平成17年8月16日から平成18年2月15日まで）	310
第6期特定期間（平成18年2月16日から平成18年8月15日まで）	330
第7期特定期間（平成18年8月16日から平成19年2月15日まで）	345
第8期特定期間（平成19年2月16日から平成19年8月15日まで）	380
第9期特定期間（平成19年8月16日から平成20年2月15日まで）	450
第10期特定期間（平成20年2月16日から平成20年8月15日まで）	480
第11期特定期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）	480
第12期特定期間（平成21年2月17日から平成21年8月17日まで）	480
第13期特定期間（平成21年8月18日から平成22年2月15日まで）	480
第14期特定期間（平成22年2月16日から平成22年8月16日まで）	480
第15期特定期間（平成22年8月17日から平成23年2月15日まで）	480

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期特定期間（平成15年8月29日から平成16年2月16日まで）	6.40
第2期特定期間（平成16年2月17日から平成16年8月16日まで）	1.55
第3期特定期間（平成16年8月17日から平成17年2月15日まで）	5.31
第4期特定期間（平成17年2月16日から平成17年8月15日まで）	7.28
第5期特定期間（平成17年8月16日から平成18年2月15日まで）	7.30
第6期特定期間（平成18年2月16日から平成18年8月15日まで）	0.12
第7期特定期間（平成18年8月16日から平成19年2月15日まで）	6.98
第8期特定期間（平成19年2月16日から平成19年8月15日まで）	3.69
第9期特定期間（平成19年8月16日から平成20年2月15日まで）	1.40
第10期特定期間（平成20年2月16日から平成20年8月15日まで）	0.38
第11期特定期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）	△24.79
第12期特定期間（平成21年2月17日から平成21年8月17日まで）	18.21
第13期特定期間（平成21年8月18日から平成22年2月15日まで）	2.06
第14期特定期間（平成22年2月16日から平成22年8月16日まで）	0.89
第15期特定期間（平成22年8月17日から平成23年2月15日まで）	2.79

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期特定期間（平成15年8月29日から平成16年2月16日まで）	9,738,733,022	1,108,912,254
第2期特定期間（平成16年2月17日から平成16年8月16日まで）	836,498,287	948,413,371
第3期特定期間（平成16年8月17日から平成17年2月15日まで）	569,060,967	2,026,782,396
第4期特定期間（平成17年2月16日から平成17年8月15日まで）	2,922,195,508	930,452,581
第5期特定期間（平成17年8月16日から平成18年2月15日まで）	13,173,171,144	1,307,838,660
第6期特定期間（平成18年2月16日から平成18年8月15日まで）	6,666,501,056	1,180,440,078
第7期特定期間（平成18年8月16日から平成19年2月15日まで）	4,255,515,724	3,079,571,177
第8期特定期間（平成19年2月16日から平成19年8月15日まで）	2,231,265,860	5,311,505,200
第9期特定期間（平成19年8月16日から平成20年2月15日まで）	9,395,646,313	1,926,820,822
第10期特定期間（平成20年2月16日から平成20年8月15日まで）	11,970,552,977	1,320,005,241
第11期特定期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）	6,005,733,790	3,892,296,080
第12期特定期間（平成21年2月17日から平成21年8月17日まで）	10,662,332,378	3,410,018,596
第13期特定期間（平成21年8月18日から平成22年2月15日まで）	13,542,829,949	4,493,533,507
第14期特定期間（平成22年2月16日から平成22年8月16日まで）	17,733,211,902	4,464,586,510
第15期特定期間（平成22年8月17日から平成23年2月15日まで）	13,910,238,686	3,810,218,748

（注）設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ニューヨークの銀行またはカナダの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。
金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

（2）申込単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

（3）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

（4）申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

（１）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（２）解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ニューヨークの銀行またはカナダの銀行が休業日の場合は、解約の受付を行いません。

（３）解約単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

（４）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

（５）信託財産留保額

ありません。

（６）解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

（７）解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

※解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

※買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

■基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

■組入資産の評価

資産の種類	評価方法
公社債等	原則として、時価（価格情報会社の提供する時価等）により評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 また、為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎月16日から、翌月の15日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

①信託の終了

1) 信託契約の解約

委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引き継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

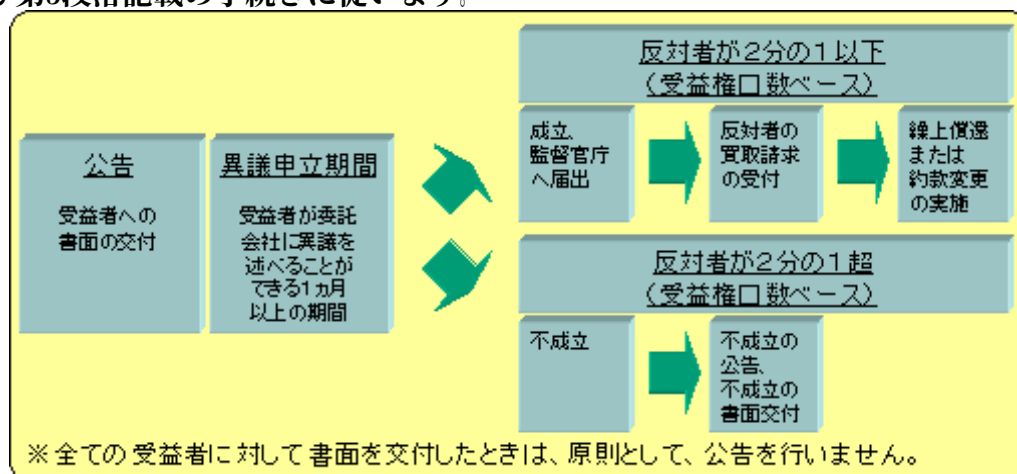
②信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- 2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1)の第2および第3段落記載の手続きに従います。



③関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

④運用に係る報告

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、6ヵ月毎（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および償還時に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に販売会社を通じて交付します。

⑤公告

1) 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2) 前1)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

（４）反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第14期特定期間（平成22年2月16日から平成22年8月16日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第15期特定期間（平成22年8月17日から平成23年2月15日まで）については、同内閣府令附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第14期特定期間（平成22年2月16日から平成22年8月16日まで）及び第15期特定期間（平成22年8月17日から平成23年2月15日まで）については、改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期特定期間（平成22年2月16日から平成22年8月16日まで）及び第15期特定期間（平成22年8月17日から平成23年2月15日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- (4) 安田投信投資顧問株式会社は平成22年10月1日をもってMDAMアセットマネジメント株式会社と合併し、商号を明治安田アセットマネジメント株式会社に変更しております。

1 【財務諸表】

パン・パシフィック外国債券オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期特定期間末 (平成22年 8 月16日現在)	第15期特定期間末 (平成23年 2 月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	22,881,000	80,586,593
コール・ローン	1,119,312,032	1,077,764,765
国債証券	26,715,783,553	27,899,308,079
地方債証券	5,245,331,484	6,487,857,712
特殊債券	27,883,600,626	31,693,942,212
派生商品評価勘定	—	15,000
未収入金	—	1,370,539,725
未収利息	790,244,558	919,274,086
前払費用	79,792,767	57,819,082
その他未収収益	9,657,724	25,632,872
流動資産合計	61,866,603,744	69,612,740,126
資産合計	61,866,603,744	69,612,740,126
負債の部		
流動負債		
未払金	—	1,432,512,003
未払収益分配金	594,416,579	675,216,738
未払解約金	37,766,588	67,236,910
未払受託者報酬	2,821,439	2,790,287
未払委託者報酬	53,607,332	53,015,490
その他未払費用	1,533,748	1,709,559
流動負債合計	690,145,686	2,232,480,987
負債合計	690,145,686	2,232,480,987
純資産の部		
元本等		
元本	74,302,072,404	84,402,092,342
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△13,125,614,346	△17,021,833,203
（分配準備積立金）	—	—
元本等合計	61,176,458,058	67,380,259,139
純資産合計	61,176,458,058	67,380,259,139
負債純資産合計	61,866,603,744	69,612,740,126

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期特定期間 （自 平成22年 2 月16日 至 平成22年 8 月16日）	第15期特定期間 （自 平成22年 8 月17日 至 平成23年 2 月15日）
営業収益		
受取利息	1,530,996,546	1,700,806,886
有価証券売買等損益	1,916,950,967	△2,378,966,669
為替差損益	△2,871,045,063	2,807,110,877
その他収益	13,873,187	15,975,148
営業収益合計	590,775,637	2,144,926,242
営業費用		
受託者報酬	15,338,063	17,096,195
委託者報酬	291,423,094	324,827,650
その他費用	4,495,453	4,978,682
営業費用合計	311,256,610	346,902,527
営業利益又は営業損失（△）	279,519,027	1,798,023,715
経常利益又は経常損失（△）	279,519,027	1,798,023,715
当期純利益又は当期純損失（△）	279,519,027	1,798,023,715
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,437,546	△3,195,401
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△8,327,675,257	△13,125,614,346
剰余金増加額又は欠損金減少額	573,288,269	692,252,467
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	573,288,269	692,252,467
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,355,043,573	2,538,118,749
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,355,043,573	2,538,118,749
分配金	3,298,140,358	3,851,571,691
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△13,125,614,346	△17,021,833,203

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第14期特定期間 (自 平成22年 2月16日 至 平成22年 8月16日)	第15期特定期間 (自 平成22年 8月17日 至 平成23年 2月15日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価に あたっては、価格情報会社の提供 する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において 予約為替の受渡日の対顧客先物売 買相場の仲値で評価してしま す。	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券 同左 (2) 為替予約取引 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦 通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円 換算は、原則として、わが国における計算 日の対顧客電信売買相場の仲値によって 計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資 信託財産計算規則」第60条及び第61条に 基づいております。	同左
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約による 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替予約による 為替差損益の計上基準 同左
4. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日 のため、平成21年 2月16日から平成22年 8月16日までとなっております。	当ファンドの特定期間は、前期末が休日 のため、平成22年 8月17日から平成23年 2月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第14期特定期間末 (平成22年 8月16日現在)	第15期特定期間末 (平成23年 2月15日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 74,302,072,404口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 84,402,092,342口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6 第1項第10号に規 定する額 元本の欠損 13,125,614,346円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6 第1項第10号に規 定する額 元本の欠損 17,021,833,203円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8233円 (10,000口当たり純資産額) (8,233円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7983円 (10,000口当たり純資産額) (7,983円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期特定期間 (自 平成22年 2月16日 至 平成22年 8月16日)			第15期特定期間 (自 平成22年 8月17日 至 平成23年 2月15日)		
分配金の計算過程 第77期（平成22年 2月16日から平成22年 3月15日まで） 計算期間末における分配対象額11,623,848,453円 (10,000口当たり1,856円39銭)のうち、500,921,141円 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。			分配金の計算過程 第83期（平成22年 8月17日から平成22年 9月15日まで） 計算期間末における分配対象額11,971,853,601円 (10,000口当たり1,571円23銭)のうち、609,551,897円 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	216,786,796円	配当等収益額（費用控除後）	A	257,345,957円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	11,407,061,657円	収益調整金額	C	11,714,507,644円
分配準備積立金額	D	-円	分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A + B + C + D）	E	11,623,848,453円	分配対象額（A + B + C + D）	E	11,971,853,601円
期末受益権口数	F	62,615,142,628口	期末受益権口数	F	76,193,987,138口
10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)	G	1,856円 39銭	10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)	G	1,571円 23銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	500,921,141円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	609,551,897円
第78期（平成22年 3月16日から平成22年 4月15日まで） 計算期間末における分配対象額11,857,010,532円 (10,000口当たり1,816円98銭)のうち、522,054,122円 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。			第84期（平成22年 9月16日から平成22年10月15日まで） 計算期間末における分配対象額11,854,277,192円 (10,000口当たり1,519円12銭)のうち、624,270,574円 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	258,717,888円	配当等収益額（費用控除後）	A	214,523,980円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	11,598,292,644円	収益調整金額	C	11,639,753,212円
分配準備積立金額	D	-円	分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A + B + C + D）	E	11,857,010,532円	分配対象額（A + B + C + D）	E	11,854,277,192円
期末受益権口数	F	65,256,765,349口	期末受益権口数	F	78,033,821,836口
10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)	G	1,816円 98銭	10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)	G	1,519円 12銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	522,054,122円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	624,270,574円

第79期（平成22年4月16日から平成22年5月17日まで）
 計算期間末における分配対象額11,934,096,751円
 (10,000口当たり1,769円34銭)のうち、539,595,249円
 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。

項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 213,062,291円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 11,721,034,460円
分配準備積立金額	D -円
分配対象額（A+B+C+D）	E 11,934,096,751円
期末受益権口数	F 67,449,406,171口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G 1,769円 34銭
10,000口当たりの分配金額	H 80円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I 539,595,249円

第80期（平成22年5月18日から平成22年6月15日まで）
 計算期間末における分配対象額12,113,295,281円
 (10,000口当たり1,718円21銭)のうち、563,995,756円
 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。

項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 198,866,719円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 11,914,428,562円
分配準備積立金額	D -円
分配対象額（A+B+C+D）	E 12,113,295,281円
期末受益権口数	F 70,499,469,592口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G 1,718円 21銭
10,000口当たりの分配金額	H 80円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I 563,995,756円

第85期（平成22年10月16日から平成22年11月15日まで）
 計算期間末における分配対象額11,621,640,756円
 (10,000口当たり1,468円12銭)のうち、633,280,001円
 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。

項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 227,246,838円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 11,394,393,918円
分配準備積立金額	D -円
分配対象額（A+B+C+D）	E 11,621,640,756円
期末受益権口数	F 79,160,000,166口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G 1,468円 12銭
10,000口当たりの分配金額	H 80円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I 633,280,001円

第86期（平成22年11月16日から平成22年12月15日まで）
 計算期間末における分配対象額11,461,039,522円
 (10,000口当たり1,416円54銭)のうち、647,264,934円
 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。

項目	金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A 225,993,146円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B -円
収益調整金額	C 11,235,046,376円
分配準備積立金額	D -円
分配対象額（A+B+C+D）	E 11,461,039,522円
期末受益権口数	F 80,908,116,772口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G 1,416円 54銭
10,000口当たりの分配金額	H 80円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I 647,264,934円

第81期（平成22年6月16日から平成22年7月15日まで）
 計算期間末における分配対象額12,026,633,482円
 (10,000口当たり1,667円01銭)のうち、577,157,511円
 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	204,370,588円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	11,822,262,894円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A+B+C+D）	E	12,026,633,482円
期末受益権口数	F	72,144,688,973口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,667円 01銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	577,157,511円

第82期（平成22年7月16日から平成22年8月16日まで）
 計算期間末における分配対象額12,014,576,814円
 (10,000口当たり1,616円99銭)のうち、594,416,579円
 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	218,578,479円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	11,795,998,335円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A+B+C+D）	E	12,014,576,814円
期末受益権口数	F	74,302,072,404口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,616円 99銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	594,416,579円

第87期（平成22年12月16日から平成23年1月17日まで）
 計算期間末における分配対象額11,324,094,748円
 (10,000口当たり1,368円49銭)のうち、661,987,547円
 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	261,237,908円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	11,062,856,840円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A+B+C+D）	E	11,324,094,748円
期末受益権口数	F	82,748,443,414口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,368円 49銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	661,987,547円

第88期（平成23年1月18日から平成23年2月15日まで）
 計算期間末における分配対象額11,106,446,586円
 (10,000口当たり1,315円89銭)のうち、675,216,738円
 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	228,342,450円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	10,878,104,136円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A+B+C+D）	E	11,106,446,586円
期末受益権口数	F	84,402,092,342口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,315円 89銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	675,216,738円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第14期特定期間 (自 平成22年2月16日 至 平成22年8月16日)	第15期特定期間 (自 平成22年8月17日 至 平成23年2月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。当ファンドが保有するデリバティブ取引の詳細は「(その他の注記)」の「3.デリバティブ取引関係」の通りであります。また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、運用評議会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該契約額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第14期特定期間 (自 平成22年 2月16日 至 平成22年 8月16日)	第15期特定期間 (自 平成22年 8月17日 至 平成23年 2月15日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	国債証券、地方債証券、特殊債券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については「（その他の注記）」の「3. デリバティブ取引関係」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期特定期間（自 平成22年 2月16日 至 平成22年 8月16日）
該当事項はございません。

第15期特定期間（自 平成22年 8月17日 至 平成23年 2月15日）
該当事項はございません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第14期特定期間 (自 平成22年 2月16日 至 平成22年 8月16日)	第15期特定期間 (自 平成22年 8月17日 至 平成23年 2月15日)
期首元本額	61,033,447,012円	74,302,072,404円
期中追加設定元本額	17,733,211,902円	13,910,238,686円
期中一部解約元本額	4,464,586,510円	3,810,218,748円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第14期特定期間 (自 平成22年 2月16日 至 平成22年 8月16日)	第15期特定期間 (自 平成22年 8月17日 至 平成23年 2月15日)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	584,669,503	△379,260,549
地方債証券	85,696,148	△42,158,254
特殊債券	308,690,575	△223,012,395
合計	979,056,226	△644,431,198

3. デリバティブ取引関係

1. 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

第14期特定期間（自 平成22年2月16日 至 平成22年8月16日）

該当事項はございません。

第15期特定期間（自 平成22年8月17日 至 平成23年2月15日）

（平成23年2月15日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	25,095,000	-	25,080,000	15,000
	オーストラリアドル	25,095,000	-	25,080,000	15,000
合計		-	-	-	15,000

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。

・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。

2. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

*上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成23年２月15日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（平成23年２月15日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B 5.125%	8,500,000	9,630,234.37	
	US TREASURY N/B 4.625%	26,000,000	28,819,375.00	
	US TREASURY N/B 3.625%	15,000,000	15,335,156.25	
	US TREASURY N/B 8.75%	21,300,000	30,468,984.37	
	US TREASURY N/B 6.25%	22,000,000	26,970,625.00	
	US TREASURY N/B 6.25%	8,500,000	10,514,765.62	
	US TREASURY N/B 6.25%	7,000,000	8,659,218.75	
	US TREASURY N/B 6.25%	1,500,000	1,855,546.87	
	US TREASURY N/B 6.25%	7,000,000	8,659,218.75	
小計		116,800,000	140,913,124.98	
			(11,740,881,573)	
カナダドル	CANADA-GOV'T 5.25%	3,000,000	3,217,080.00	
	CANADA-GOV'T 5%	23,000,000	24,915,900.00	
	CANADA-GOV'T 4%	20,000,000	21,100,800.00	
	CANADA-GOV'T 4%	10,000,000	10,532,000.00	
	CANADA-GOV'T 4.25%	16,000,000	17,047,520.00	
	CANADA-GOV'T 8%	6,000,000	8,553,540.00	
	CANADA-GOV'T 9%	21,000,000	33,191,550.00	
	CANADA-GOV'T 9%	1,000,000	1,580,550.00	
	CANADA-GOV'T 9%	1,500,000	2,370,825.00	
	CANADA-GOV'T 5.75%	7,000,000	8,772,890.00	
小計		108,500,000	131,282,655.00	
			(11,071,066,296)	
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GVT 6.5%	14,500,000	15,256,900.00	
	NEW ZEALAND GVT 6%	5,000,000	5,283,500.00	
	NEW ZEALAND GVT 6%	23,000,000	24,021,200.00	
	NEW ZEALAND GVT 6%	2,000,000	2,088,800.00	
	NEW ZEALAND GVT 6%	4,000,000	4,177,600.00	
	NEW ZEALAND GVT 6%	17,000,000	17,459,000.00	
	NEW ZEALAND GVT 6%	2,000,000	2,054,000.00	
	NEW ZEALAND GVT 6%	10,000,000	10,270,000.00	
小計		77,500,000	80,611,000.00	
			(5,087,360,210)	
国債証券計			27,899,308,079	
			(27,899,308,079)	
地方債証券				
カナダドル	QUEBEC PROVINCE 6%	6,000,000	6,389,940.00	
	ONTARIO PROVINCE 5.375%	10,000,000	10,593,900.00	
	ONTARIO PROVINCE 4.4%	12,000,000	12,688,200.00	
	ONTARIO PROVINCE 4.3%	16,000,000	16,764,000.00	

	ONTARIO PROVINCE 4.3%	4,000,000	4,191,000.00	
	ONTARIO PROVINCE 7.5%	6,000,000	7,816,260.00	
	BRIT COLUMBIA 5.7%	4,000,000	4,611,360.00	
	QUEBEC PROVINCE 6%	2,000,000	2,346,660.00	
	ONTARIO PROVINCE 5.85%	4,000,000	4,684,320.00	
	ONTARIO PROVINCE 5.6%	6,000,000	6,848,520.00	
小計		70,000,000	76,934,160.00	
			(6,487,857,712)	
地方債証券計			6,487,857,712	
			(6,487,857,712)	
特殊債券				
米ドル	EUROPEAN INVT BK 5.125%	10,000,000	11,050,000.00	
小計		10,000,000	11,050,000.00	
			(920,686,000)	
カナダドル	CAN HOUSING TRUS 4.1%	12,000,000	12,444,000.00	
	CAN HOUSING TRUS 3.35%	2,000,000	1,926,600.00	
小計		14,000,000	14,370,600.00	
			(1,211,872,698)	
オーストラリアドル	QUEENSLAND TREAS 6.5%	8,000,000	8,120,000.00	
	QUEENSLAND TREAS 6.5%	3,000,000	3,045,000.00	
	TREAS CORP VICT 6.25%	18,000,000	18,257,400.00	
	NSWTC-DOMESTIC 6%	2,000,000	2,008,480.00	
	NSWTC-DOMESTIC 6%	14,000,000	14,059,360.00	
	NSWTC-DOMESTIC 6%	2,000,000	2,008,480.00	
	TREAS CORP VICT 5.75%	10,000,000	9,919,900.00	
	QUEENSLAND TREAS 6%	20,000,000	20,087,600.00	
	QUEENSLAND TREAS 6%	1,000,000	1,004,380.00	
	NSWTC-DOMESTIC 6%	19,000,000	19,033,630.00	
	QUEENSLAND TREAS 6.25%	32,000,000	32,481,920.00	
	QUEENSLAND TREAS 6.25%	2,000,000	1,994,760.00	
	TREAS CORP VICT 6%	11,000,000	10,883,840.00	
	QUEENSLAND TREAS 6%	16,000,000	15,892,000.00	
	QUEENSLAND TREAS 6%	14,000,000	13,905,500.00	
	EUROPEAN INVT BK 7%	13,000,000	13,217,100.00	
	INTL FIN CORP 7.5%	15,000,000	15,612,000.00	
	EUROPEAN INVT BK 6%	10,000,000	10,083,500.00	
	INTL FIN CORP 5.75%	12,500,000	12,498,750.00	
	INTERAMER DEV BK 6%	20,000,000	19,934,000.00	
	INT BK RECON&DEV 6%	16,000,000	15,924,800.00	
	EUROPEAN INVT BK 6.125%	21,000,000	20,729,100.00	
	EUROPEAN INVT BK 6.5%	21,000,000	20,779,500.00	
	INTERAMER DEV BK 6.5%	15,000,000	15,122,550.00	
	INTERAMER DEV BK 6.5%	1,500,000	1,512,255.00	
	INTL FIN CORP 5.75%	5,000,000	4,766,150.00	
小計		322,000,000	322,881,955.00	
			(26,999,389,077)	

ニュージーランドドル	COUNCIL OF EUROP 7.75%	3,000,000	3,091,242.00	
	EUROPEAN INVT BK 7.75%	5,000,000	5,275,685.00	
	INTL FIN CORP 7.75%	5,000,000	5,288,825.00	
	AFRICAN DEV BANK 7.75%	2,000,000	2,138,258.00	
	INT BK RECON&DEV 7.5%	8,000,000	8,713,600.00	
	EUROPEAN INVT BK 6.5%	8,000,000	8,392,000.00	
	INTERAMER DEV BK 7.5%	7,000,000	7,696,087.00	
小計		38,000,000	40,595,697.00	
			(2,561,994,437)	
特殊債券計			31,693,942,212	
			(31,693,942,212)	
合計			66,081,108,003	
			(66,081,108,003)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券 6 銘柄	17.4%	17.8%
	特殊債券 1 銘柄	1.4%	1.4%
カナダドル	国債証券 8 銘柄	16.4%	16.7%
	地方債証券 9 銘柄	9.6%	9.8%
	特殊債券 2 銘柄	1.8%	1.8%
オーストラリアドル	特殊債券 20 銘柄	40.1%	40.9%
ニュージーランドドル	国債証券 4 銘柄	7.6%	7.7%
	特殊債券 7 銘柄	3.8%	3.9%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】****（平成23年3月31日現在）**

I 資産総額	76,989,690,865	円
II 負債総額	7,177,809,650	円
III 純資産総額（I－II）	69,811,881,215	円
IV 発行済数量	85,759,684,613	口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8140	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料

該当事項はありません。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

（５）振替受益権

○受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

○質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

＜過去5年間ににおける資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

②投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年3月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	126 本	481,703,806,189 円
単位型株式投資信託	3 本	3,645,596,076 円
合計	129 本	485,349,402,265 円

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（旧会社名 MD AMアセットマネジメント株式会社、以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2.監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、従来から委託会社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、平成22年7月1日に名称を変更し、有限責任 あずさ監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,991,495	5,244,171
前払費用	74,359	45,055
未収入金	-	376
未収委託者報酬	197,729	196,221
未収運用受託報酬	※1 563,651	※1 550,685
未収投資助言報酬	※1 149,263	※1 126,638
繰延税金資産	59,785	54,282
未収還付法人税等	184,402	-
その他	14,729	6,190
流動資産合計	6,235,417	6,223,622
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 77,307	※2 69,910
器具備品	※2 185,794	※2 136,629
有形固定資産合計	263,101	206,539
無形固定資産		
ソフトウェア	55,251	44,228
電話加入権	6,662	6,662
その他	745	755
無形固定資産合計	62,658	51,646
投資その他の資産		
長期差入保証金	※1 204,426	※1 204,426
長期前払費用	455	365
繰延税金資産	31,097	19,854
施設利用権	49,000	49,000
貸倒引当金	△48,000	△48,000
投資その他の資産合計	236,979	225,645
固定資産合計	562,739	483,831
資産合計	6,798,156	6,707,454

(単位：千円)

	第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	10,129	10,433
未払金	285,007	249,499
未払収益分配金	63	105
未払償還金	26,039	28,065
未払手数料	111,698	107,831
その他未払金	147,206	113,496
未払費用	63,296	48,119
未払法人税等	-	9,034
未払消費税等	-	11,774
賞与引当金	111,651	78,606
流動負債合計	470,085	407,468
固定負債		
退職給付引当金	34,527	16,119
固定負債合計	34,527	16,119
負債合計	504,613	423,587
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
資本剰余金合計	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,458,057	1,448,381
利益剰余金合計	4,633,099	4,623,423
株主資本合計	6,293,543	6,283,866
純資産合計	6,293,543	6,283,866
負債・純資産合計	6,798,156	6,707,454

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,671,697	2,172,380
運用受託報酬	1,895,368	1,731,095
投資助言報酬	285,808	246,119
営業収益合計	4,852,874	4,149,595
営業費用		
支払手数料	1,539,781	1,226,938
広告宣伝費	27,273	20,282
公告費	2,008	1,140
調査費	631,638	569,699
調査費	275,877	273,646
委託調査費	355,760	296,052
委託計算費	223,105	214,468
営業雑経費	117,560	98,343
通信費	18,545	16,293
印刷費	89,443	73,629
協会費	6,540	5,629
諸会費	3,030	2,789
営業費用合計	2,541,367	2,130,871
一般管理費		
給料	1,229,342	1,199,808
役員報酬	60,179	56,262
給料・手当	963,583	951,163
賞与	205,578	192,382
その他報酬	42,327	22,884
賞与引当金繰入	111,651	78,606
退職金	17,750	-
福利厚生費	194,539	187,320
交際費	5,155	1,796
旅費交通費	37,766	27,755
租税公課	16,954	17,285
不動産賃借料	256,749	255,113
退職給付費用	△1,477	37,281
貸倒引当金繰入	1,400	-
固定資産減価償却費	65,199	71,901
諸経費	151,288	101,732
一般管理費合計	2,128,647	2,001,487
営業利益	182,858	17,235

(単位：千円)

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業外収益		
受取利息	14,568	8,636
償還金等時効完成分	122	5,111
保険契約返戻金・配当金	※1 1,747	※1 1,738
還付加算金	-	5,459
雑益	178	1,391
営業外収益合計	16,618	22,338
営業外費用		
償還金等時効完成分支払額	3,264	-
雑損	217	-
営業外費用合計	3,481	-
経常利益	195,995	39,573
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	※2 3,080	※2 212
商号変更費用	36,617	-
ゴルフ会員権償還損	633	-
特別損失合計	40,330	212
税引前当期純利益	155,664	39,361
法人税、住民税及び事業税	2,475	2,290
法人税等調整額	66,781	16,747
法人税等合計	69,257	19,037
当期純利益	86,407	20,323

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
資本剰余金合計		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,521,650	1,458,057
当期変動額		
剰余金の配当	△150,000	△30,000
当期純利益	86,407	20,323
当期変動額合計	△63,592	△9,676
当期末残高	1,458,057	1,448,381
利益剰余金合計		
前期末残高	4,696,692	4,633,099
当期変動額		
剰余金の配当	△150,000	△30,000
当期純利益	86,407	20,323
当期変動額合計	△63,592	△9,676
当期末残高	4,633,099	4,623,423
株主資本合計		
前期末残高	6,357,135	6,293,543
当期変動額		
剰余金の配当	△150,000	△30,000
当期純利益	86,407	20,323
当期変動額合計	△63,592	△9,676
当期末残高	6,293,543	6,283,866

重要な会計方針

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3)リース資産 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 （会計方針の変更） 当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益への影響はありません。	1. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左
2. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	2. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左

表示方法の変更

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. （損益計算書） 投資運用業等統一経理基準一部改正（平成20年3月19日）に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 前事業年度において「調査費」として表示しておりました支払投資助言報酬につき当事業年度においては「委託調査費」として表示しております。 なお、前事業年度の「調査費」として表示した支払投資助言報酬は135,539千円であります。また当事業年度より「委託調査費」として表示した支払投資助言報酬は98,709千円であります。	

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 43,508千円 未収投資助言報酬 149,263千円 長期差入保証金 204,060千円	※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 35,828千円 未収投資助言報酬 126,638千円 長期差入保証金 204,060千円
※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 68,895千円 器具備品 198,399千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 76,292千円 器具備品 244,766千円

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 全て関係会社に対する金額であります。	※1 同左
※2 固定資産除却損は器具備品3,080千円であります。	※2 固定資産除却損は器具備品212千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	150,000,035円	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	利益剰余金	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	利益剰余金	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(リース取引関係)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。	同左

（金融商品関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

また、営業債権である未収投資助言報酬は、当社親会社への債権であり、その回収にかかるリスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、長期差入保証金（貸借対照表計上額204,426千円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,244,171	5,244,171	-
(2)未収委託者報酬	196,221	196,221	-
(3)未収運用受託報酬	550,685	550,685	-
(4)未収投資助言報酬	126,638	126,638	-
資産計	6,117,717	6,117,717	-
(1)未払手数料	107,831	107,831	-
(2)その他未払金	113,496	113,496	-
負債計	221,327	221,327	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,243,971	-	-	-
未収委託者報酬	196,221	-	-	-
未収運用受託報酬	550,685	-	-	-
未収投資助言報酬	126,638	-	-	-
合計	6,117,517	-	-	-

（有価証券関係）

第23期（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

第24期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 (平成21年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	△220,105
(2)年金資産 (千円)	185,577
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	△34,527
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	△34,527

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
退職給付費用 (千円)	△1,477

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第24期 (平成22年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	△251,570
(2)年金資産 (千円)	235,451
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	△16,119
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	△16,119

3. 退職給付費用の内訳

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
退職給付費用 (千円)	37,281

（ストック・オプション等関係）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)																																																																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>6,257</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入限度超過額</td><td>45,431</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価損否認</td><td>2,441</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td>19,531</td></tr> <tr> <td>未払福利厚生費否認</td><td>11,151</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入限度超過額</td><td>14,049</td></tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>16,672</td></tr> <tr> <td>税務上の前払費用</td><td>6,664</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2,335</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>124,533</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△21,972</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>102,561</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>未収還付事業税</td><td>△11,677</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△11,677</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>90,883</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	未払費用否認	6,257	賞与引当金繰入限度超過額	45,431	ゴルフ会員権評価損否認	2,441	貸倒引当金繰入限度超過額	19,531	未払福利厚生費否認	11,151	退職給付引当金繰入限度超過額	14,049	税務上の繰越欠損金	16,672	税務上の前払費用	6,664	その他	2,335	繰延税金資産小計	124,533	評価性引当額	△21,972	繰延税金資産合計	102,561	繰延税金負債		未収還付事業税	△11,677	繰延税金負債合計	△11,677	繰延税金資産の純額	90,883	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>4,207</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入限度超過額</td><td>31,985</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価損否認</td><td>2,441</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td>19,531</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>2,984</td></tr> <tr> <td>未払福利厚生費否認</td><td>11,011</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入限度超過額</td><td>6,558</td></tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>13,086</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>4,303</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>96,109</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△21,972</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>74,136</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td>-</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>74,136</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	未払費用否認	4,207	賞与引当金繰入限度超過額	31,985	ゴルフ会員権評価損否認	2,441	貸倒引当金繰入限度超過額	19,531	未払事業税	2,984	未払福利厚生費否認	11,011	退職給付引当金繰入限度超過額	6,558	税務上の繰越欠損金	13,086	その他	4,303	繰延税金資産小計	96,109	評価性引当額	△21,972	繰延税金資産合計	74,136	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	74,136
繰延税金資産	千円																																																																
未払費用否認	6,257																																																																
賞与引当金繰入限度超過額	45,431																																																																
ゴルフ会員権評価損否認	2,441																																																																
貸倒引当金繰入限度超過額	19,531																																																																
未払福利厚生費否認	11,151																																																																
退職給付引当金繰入限度超過額	14,049																																																																
税務上の繰越欠損金	16,672																																																																
税務上の前払費用	6,664																																																																
その他	2,335																																																																
繰延税金資産小計	124,533																																																																
評価性引当額	△21,972																																																																
繰延税金資産合計	102,561																																																																
繰延税金負債																																																																	
未収還付事業税	△11,677																																																																
繰延税金負債合計	△11,677																																																																
繰延税金資産の純額	90,883																																																																
繰延税金資産	千円																																																																
未払費用否認	4,207																																																																
賞与引当金繰入限度超過額	31,985																																																																
ゴルフ会員権評価損否認	2,441																																																																
貸倒引当金繰入限度超過額	19,531																																																																
未払事業税	2,984																																																																
未払福利厚生費否認	11,011																																																																
退職給付引当金繰入限度超過額	6,558																																																																
税務上の繰越欠損金	13,086																																																																
その他	4,303																																																																
繰延税金資産小計	96,109																																																																
評価性引当額	△21,972																																																																
繰延税金資産合計	74,136																																																																
繰延税金負債	-																																																																
繰延税金資産の純額	74,136																																																																
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.84%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>0.37%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割</td><td>1.47%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.12%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>44.49%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.84%	評価性引当額	0.37%	住民税均等割	1.47%	その他	0.12%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.49%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.85%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割</td><td>5.82%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>48.36%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.85%	住民税均等割	5.82%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.36%																																								
法定実効税率	40.69%																																																																
(調整)																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.84%																																																																
評価性引当額	0.37%																																																																
住民税均等割	1.47%																																																																
その他	0.12%																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.49%																																																																
法定実効税率	40.69%																																																																
(調整)																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.85%																																																																
住民税均等割	5.82%																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.36%																																																																

（企業結合等関係）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員4名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	運用受託報酬	37,648千円	未収運用受託報酬	43,508千円
		投資助言報酬	285,808千円	未収投資助言報酬	149,263千円
		事務所家賃	247,820千円	前払家賃	20,862千円
		-	-	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ①運用受託報酬および投資助言報酬については、投資一任契約に基づき報酬を算出しております。
 ②事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
 (注1)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 (注2)上記役員の兼任の内訳は、非常勤取締役2名、非常勤監査役2名であります。

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
投資顧問運用助言及び設備の賃借等 役員の兼任	運用受託報酬	31,784千円	未収運用受託報酬	35,828千円
	投資助言報酬	246,119千円	未収投資助言報酬	126,638千円
	事務所家賃	246,655千円	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ①運用受託報酬および投資助言報酬については、契約に基づき報酬を算出しております。
 ②事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
 (注1)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	499,447円91銭	1株当たり純資産額	498,680円02銭
1株当たり当期純利益	6,857円17銭	1株当たり当期純利益	1,612円87銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計金額（千円）	6,293,543	6,283,866
普通株式に係る純資産額（千円）	6,293,543	6,283,866
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	12,601	12,601
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	12,601

1株当たり当期純利益

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益(千円)	86,407	20,323
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益(千円)	86,407	20,323
期中平均株式数(株)	12,601	12,601

(重要な後発事象)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
	・安田投信投資顧問株式会社との合併について 当社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結しました。当該合併契約につきましては、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。 1. 合併の目的 資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客さまのニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方向から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。 2. 合併する相手会社の名称 安田投信投資顧問株式会社 3. 合併の方法、合併後の会社の名称 本合併にあたっては、当社を吸収合併存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とします。 また、新会社の商号は、明治安田アセットマネジメント株式会社（英文名：Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd.）とします。 4. 合併比率等 (1)合併比率 安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付します。 (2)合併により発行する株式の種類及び数 当社は、本合併に際して、普通株式6,286株を発行します。 (3)資本金、資本準備金その他 本合併により増加する資本金および準備金等は、次のとおりです。 ①資本金 0円 ②資本準備金 0円 ③その他資本剰余金 会社計算規則第35条第2項の株主資本等変動額から前2号の合計額を控除した金額 ④利益準備金 0円 ⑤その他利益剰余金 0円 5. 安田投信投資顧問株式会社の概要 (1)事業内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業 (2)営業成績及び財産の状況 <table border="1" data-bbox="794 1480 1374 1659"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成21年3月期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td><td>2,820百万円</td></tr> <tr> <td>当期純損失</td><td>255百万円</td></tr> <tr> <td>資産の額</td><td>3,935百万円</td></tr> <tr> <td>負債の額</td><td>299百万円</td></tr> <tr> <td>純資産の額</td><td>3,635百万円</td></tr> </tbody> </table> 6. 合併効力発生日 平成22年10月1日	区分	平成21年3月期	営業収益	2,820百万円	当期純損失	255百万円	資産の額	3,935百万円	負債の額	299百万円	純資産の額	3,635百万円
区分	平成21年3月期												
営業収益	2,820百万円												
当期純損失	255百万円												
資産の額	3,935百万円												
負債の額	299百万円												
純資産の額	3,635百万円												

中間財務諸表等
 中間財務諸表
 ①中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	5,095,931
未収委託者報酬	169,447
未収運用受託報酬	626,264
未収投資助言報酬	140,636
繰延税金資産	40,324
その他	104,571
流動資産合計	6,177,175
固定資産	
有形固定資産	※1 320,139
無形固定資産	45,723
投資その他の資産	273,400
長期差入保証金	190,679
繰延税金資産	81,401
その他	49,320
貸倒引当金	△48,000
固定資産合計	639,263
資産合計	6,816,439
負債の部	
流動負債	
未払償還金	25,339
未払手数料	91,354
未払法人税等	5,464
賞与引当金	69,556
その他	※2 395,897
流動負債合計	587,612
固定負債	
退職給付引当金	22,518
資産除去債務	54,733
固定負債合計	77,252
負債合計	664,865
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
資本剰余金合計	660,443
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,316,089
利益剰余金合計	4,491,130
株主資本合計	6,151,574
純資産合計	6,151,574
負債純資産合計	6,816,439

②中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	881,984
運用受託報酬	860,334
投資助言報酬	133,939
営業収益合計	1,876,258
営業費用	
支払手数料	491,158
その他営業費用	430,784
営業費用合計	921,942
一般管理費	※1 971,015
営業損失（△）	△16,699
営業外収益	※2 7,719
営業外費用	-
経常損失（△）	△8,980
特別利益	-
特別損失	※3 163,455
税引前中間純損失（△）	△172,436
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	△47,589
法人税等合計	△46,444
中間純損失（△）	△125,991

③中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,000,000
当中間期変動額	-
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
資本剰余金合計	
前期末残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	83,040
当中間期変動額	-
当中間期末残高	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	3,092,001
当中間期変動額	-
当中間期末残高	3,092,001
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,448,381
当中間期変動額	
剰余金の配当	△6,300
中間純損失（△）	△125,991
当中間期変動額合計	△132,292
当中間期末残高	1,316,089
利益剰余金合計	
前期末残高	4,623,423
当中間期変動額	
剰余金の配当	△6,300
中間純損失（△）	△125,991
当中間期変動額合計	△132,292
当中間期末残高	4,491,130
株主資本合計	
前期末残高	6,283,866
当中間期変動額	
剰余金の配当	△6,300
中間純損失（△）	△125,991
当中間期変動額合計	△132,292
当中間期末残高	6,151,574

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物 3年～18年	
器具備品 3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
2. 引当金の計上基準	
(1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	
(2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	
(3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理方法	
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

会計方針の変更

1. 資産除去債務に関する会計基準等の適用	
当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。	
これにより、当中間会計期間の営業損失、経常損失はそれぞれ1,663千円増加し、税引前中間純損失は36,286千円増加しております。	
2. 企業結合に関する会計基準等	
当中間会計期間から、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	111,583千円
器具備品	255,573千円
※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		
※1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。		
有形固定資産		28,893千円
無形固定資産		7,183千円
※2 営業外収益のうち主なもの		
受取利息		2,687千円
償還金等時効完成分		2,726千円
保険契約返戻金・配当金		2,265千円
※3 特別損失のうち主なもの		
合併関連費用		33,874千円
特別退職加算金等		88,325千円
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		34,623千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	12,601株	—	—	12,601株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,095,931	5,095,931	-
(2)未収委託者報酬	169,447	169,447	-
(3)未収運用受託報酬	626,264	626,264	-
(4)未収投資助言報酬	140,636	140,636	-
(5)長期差入保証金	190,679	186,008	△4,670
資産計	6,222,958	6,218,288	△4,670
(1)未払手数料	91,354	91,354	-
負債計	91,354	91,354	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高(注)	54,489千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
その他	244千円
当中間会計期間末残高	54,733千円

(注)「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を、当中間会計期間から適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(賃貸等不動産関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1.製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資顧問（投資一任）	投資顧問（投資助言）	合計
外部顧客への売上高	881,984	860,334	133,939	1,876,258

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	311,996

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	488,181円45銭
1株当たり中間純損失	9,998円56銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
中間損益計算書上の中間純損失(千円)	125,991
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純損失(千円)	125,991
普通株式の期中平均株式数(株)	12,601

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
(安田投信投資顧問株式会社との合併) 当社は、平成22年10月1日をもって安田投信投資顧問株式会社と合併いたしました。 1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要 (1)結合当事企業の名称及び事業の内容 名称 当社の兄弟会社である安田投信投資顧問株式会社 事業の内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業 (2)企業結合日 平成22年10月1日 (3)企業結合の法的形式 当社を存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併 (4)結合後企業の名称 明治安田アセットマネジメント株式会社 (5)取引の目的を含む取引の概要 ①吸収合併の目的 両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていくためであります。 ②合併比率等 安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付し、普通株式6,286株を発行しました。また、本合併による資本金の増加はありません。 2.実施した会計処理の概要 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

[次へ](#)

（参考情報）安田投信投資顧問株式会社の経理状況**1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について**

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成し、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

ただし、第11期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第12期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）及び第12期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けており、当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高 印
-------------------	-------	---------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	奥 村 始 史 印
-------------------	-------	-----------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	辻 前 正 紀 印
-------------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高 印
-------------------	-------	---------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	奥 村 始 史 印
-------------------	-------	-----------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	辻 前 正 紀 印
-------------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、安田投信投資顧問株式会社とMDAMアセットマネジメント株式会社は、平成22年6月10日に、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約は、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

財務諸表

(1)貸借対照表

(単位：千円)

	第11期	第12期
	(平成21年 3月31日現在)	(平成22年 3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,123,431	2,789,275
前払費用	34,920	30,092
未収入金	—	400
未収委託者報酬	309,359	376,268
未収運用受託報酬	※ 2 47,231	※ 2 43,891
未収投資助言報酬	※ 2 55,320	※ 2、3 51,222
未収還付法人税等	32,227	490
未収消費税等	17,677	—
その他流動資産	5,965	349
流動資産計	3,626,134	3,291,990
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1 57,092	※ 1 0
器具備品	※ 1 50,821	※ 1 168
有形固定資産計	107,913	168
無形固定資産		
ソフトウェア	17,506	0
電話加入権	4,324	0
その他無形固定資産	93	0
無形固定資産計	21,924	0
投資その他の資産		
長期前払費用	1,232	795
長期差入保証金	177,826	177,826
投資その他の資産計	179,058	178,621
固定資産計	308,897	178,790
資産合計	3,935,031	3,470,780

(単位：千円)

	第11期 (平成21年 3 月31日現在)	第12期 (平成22年 3 月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	6,182	7,372
未払金	102,930	131,478
未払手数料 ※ 2	102,930	131,478
未払費用	105,129	122,346
未払法人税等	—	5,636
未払消費税等	5,569	3,152
賞与引当金	56,231	45,996
流動負債計	276,043	315,983
固定負債		
退職給付引当金	23,821	26,464
固定負債計	23,821	26,464
負債合計	299,864	342,447
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金	646,250	646,250
資本剰余金計	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	362,916	△143,917
利益剰余金計	388,916	△117,917
株主資本計	3,635,166	3,128,332
純資産合計	3,635,166	3,128,332
負債・純資産合計	3,935,031	3,470,780

(2)損益計算書

(単位：千円)

	第11期		第12期	
	(自 平成20年4月1日		(自 平成21年4月1日	
	至 平成21年3月31日)		至 平成22年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		2,134,231		2,044,648
受入手数料		50,488		41,986
運用受託報酬	※ 1	506,704	※ 1	451,493
投資助言報酬	※ 1	129,235	※ 1	97,702
営業収益計		2,820,660		2,635,830
営業費用				
支払手数料	※ 1	766,367	※ 1	734,910
広告宣伝費		12,867		12,755
公告費		1,178		—
調査費		865,325		825,782
調査費		328,473		320,533
委託調査費		535,416		503,991
図書費		1,435		1,257
委託計算費		60,702		60,370
営業雑経費		84,024		84,092
印刷費		65,600		65,788
その他雑経費		18,424		18,303
営業費用計		1,790,465		1,717,910
一般管理費				
給料		712,599		709,559
役員報酬		57,749		79,436
給料・手当		552,981		536,290
賞与		101,868		93,832
交際費		4,135		1,226
寄付金		300		200
旅費交通費		23,065		16,672
租税公課		11,669		10,372
不動産賃借料		151,538		154,230
退職給付費用		19,077		18,072
賞与引当金繰入		56,231		45,996
固定資産減価償却費		47,262		46,903
諸経費		217,534		217,615
一般管理費計		1,243,414		1,220,849
営業損失（△）		△213,219		△302,929

(単位：千円)

	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業外収益		
受取利息	10,527	3,269
雑収入	247	1,270
営業外収益計	10,774	4,540
営業外費用		
固定資産除却損	1,950	1,202
為替差損	—	557
雑損失	60	642
営業外費用計	2,010	2,401
経常損失（△）	△204,455	△300,789
特別利益		
特別利益計	—	—
特別損失		
前期損益修正損	—	1,114
減損損失	—	※ 3 192,813
貸倒引当金繰入	—	9,825
臨時法務費用	※ 2 9,835	—
特別損失計	9,835	203,753
税引前当期純損失（△）	△214,291	△504,543
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	39,374	—
当期純損失（△）	△255,955	△506,833

(3)株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,600,000	2,600,000
当期末残高	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	646,250	646,250
当期末残高	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	26,000	26,000
当期末残高	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	650,084	362,916
当期変動額		
剰余金の配当	△31,212	—
当期純損失（△）	△255,955	△506,833
当期変動額合計	△287,167	△506,833
当期末残高	362,916	△143,917
株主資本合計		
前期末残高	3,922,334	3,635,166
当期変動額		
剰余金の配当	△31,212	—
当期純損失（△）	△255,955	△506,833
当期変動額合計	△287,167	△506,833
当期末残高	3,635,166	3,128,332
純資産合計		
前期末残高	3,922,334	3,635,166
当期変動額		
剰余金の配当	△31,212	—
当期純損失（△）	△255,955	△506,833
当期変動額合計	△287,167	△506,833
当期末残高	3,635,166	3,128,332

重要な会計方針

項目	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く）定率法によっております。主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く）定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く）同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く）同左
2 引当金の計上基準	(1) (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左
3 その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)																						
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>33,650千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>111,295千円</td></tr> </table> ※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>793千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>39,593千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>11,241千円</td></tr> </table> ※3	建物	33,650千円	器具備品	111,295千円	未収運用受託報酬	793千円	未収投資助言報酬	39,593千円	未払手数料	11,241千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>42,498千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>110,250千円</td></tr> </table> ※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>870千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>40,705千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>13,225千円</td></tr> </table> ※3 下記の資産に対する貸倒引当金を当該資産から直接控除して表示しております。 <table> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>9,825千円</td></tr> </table>	建物	42,498千円	器具備品	110,250千円	未収運用受託報酬	870千円	未収投資助言報酬	40,705千円	未払手数料	13,225千円	未収投資助言報酬	9,825千円
建物	33,650千円																						
器具備品	111,295千円																						
未収運用受託報酬	793千円																						
未収投資助言報酬	39,593千円																						
未払手数料	11,241千円																						
建物	42,498千円																						
器具備品	110,250千円																						
未収運用受託報酬	870千円																						
未収投資助言報酬	40,705千円																						
未払手数料	13,225千円																						
未収投資助言報酬	9,825千円																						

(損益計算書関係)

第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。	※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。												
<table><tr><td>運用受託報酬</td><td>1,666千円</td></tr><tr><td>投資助言報酬</td><td>81,260千円</td></tr><tr><td>支払手数料</td><td>50,116千円</td></tr></table>	運用受託報酬	1,666千円	投資助言報酬	81,260千円	支払手数料	50,116千円	<table><tr><td>運用受託報酬</td><td>1,422千円</td></tr><tr><td>投資助言報酬</td><td>77,334千円</td></tr><tr><td>支払手数料</td><td>49,452千円</td></tr></table>	運用受託報酬	1,422千円	投資助言報酬	77,334千円	支払手数料	49,452千円
運用受託報酬	1,666千円												
投資助言報酬	81,260千円												
支払手数料	50,116千円												
運用受託報酬	1,422千円												
投資助言報酬	77,334千円												
支払手数料	49,452千円												
※2 当社設定の私募投信（1銘柄）の組入資産をプライムブローカレッジ契約に基づき管理しているリーマン・ブラザーズ関連会社が経営破綻し、当該投信の組入資産が管財人により凍結されたことに起因する弁護士相談料であります。	※2												
※3	※3 減損損失 当社は以下の資産について減損損失を計上しております。 (1) 減損損失を認識した資産												
	<table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東京都千代田区</td><td>本社設備等</td><td>建物、器具備品、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産</td></tr></table>	場所	用途	種類	東京都千代田区	本社設備等	建物、器具備品、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産						
場所	用途	種類											
東京都千代田区	本社設備等	建物、器具備品、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産											
	(2) 減損損失の認識に至った経緯 前事業年度及び当事業年度と二期連続して営業損失を計上したことから、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。												
	(3) 減損損失の金額												
	<table><tr><td>建物</td><td>48,504千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>44,785千円</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>95,123千円</td></tr><tr><td>電話加入権</td><td>4,324千円</td></tr><tr><td>その他無形固定資産</td><td>75千円</td></tr><tr><td>計</td><td>192,813千円</td></tr></table>	建物	48,504千円	器具備品	44,785千円	ソフトウェア	95,123千円	電話加入権	4,324千円	その他無形固定資産	75千円	計	192,813千円
建物	48,504千円												
器具備品	44,785千円												
ソフトウェア	95,123千円												
電話加入権	4,324千円												
その他無形固定資産	75千円												
計	192,813千円												
	(4) 資産のグルーピング方法 投資顧問事業及び投資信託事業を含め、全社で一つの資産グループとしております。												
	(5) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は正味売却価額を適用しております。												

（株主資本等変動計算書関係）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	—	—	115,600

2 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	270	平成20年3月31日	平成20年6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	—	—	115,600

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（金融商品に関する注記）

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,789,275	2,789,275	—
(2) 未収委託者報酬	376,268	376,268	—
(3) 未収運用受託報酬	43,891	43,891	—
(4) 未収投資助言報酬	61,047		
貸倒引当金（※1）	△9,825		
	51,222	51,222	—
(5) 長期差入保証金	177,826	177,826	—
資産計	3,438,483	3,438,483	—
(1) 未払金	131,478	131,478	—
(2) 未払費用	122,346	122,346	—
負債計	253,825	253,825	—

（※1）未収投資助言報酬に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注）1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収投資助言報酬

未収投資助言報酬は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 長期差入保証金

当社は平成22年10月1日に合併を予定しており、長期差入保証金は1年以内に返還予定のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 金銭債権の決算日後の償還予定額

未収投資助言報酬のうち回収予定額が見込めない9,825千円を除いたすべての金銭債権について1年以内の回収を予定しております。

なお、長期差入保証金についても、平成22年10月1日に合併予定のため、1年以内の返還を予定しております。

（有価証券関係）

第11期（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

第12期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)
1 採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を併用しております。 2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当会計年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1) 退職給付債務 23,821千円 (2) 退職給付引当金 23,821千円 3 退職給付費用に関する事項（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日） 退職給付費用 19,077千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,485千円が含まれております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1) 退職給付債務 26,464千円 (2) 退職給付引当金 26,464千円 3 退職給付費用に関する事項（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日） 退職給付費用 18,072千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,796千円が含まれております。

（ストック・オプション等関係）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 （繰延税金資産） 繰延税金資産（流動） 税務上の繰越欠損金 87,823千円 賞与引当金 22,880千円 法定福利費 2,864千円 その他 3,081千円 計 116,650千円 繰延税金資産（固定） 退職給付引当金 9,692千円 その他 113千円 計 9,806千円 繰延税金資産計 126,457千円 評価性引当金 △125,201千円 繰延税金資産合計 1,255千円 繰延税金負債（流動） 未収事業税 1,255千円 繰延税金負債合計 1,255千円 繰延税金資産の純額 ー千円 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。	1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 （繰延税金資産） 繰延税金資産（流動） 税務上の繰越欠損金 212,144千円 賞与引当金 18,715千円 貸倒引当金繰入 3,997千円 法定福利費 2,392千円 その他 3,582千円 計 240,833千円 繰延税金資産（固定） 減損損失 78,455千円 退職給付引当金 10,768千円 その他 94千円 計 89,319千円 繰延税金資産計 330,153千円 評価性引当金 △330,153千円 繰延税金資産合計 ー千円 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

（企業結合等関係）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に追加したものではありません。

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払等	収益 82,926 費用 50,981	未収投資助言報酬	39,593
										未収運用受託報酬	793
										未払手数料等	11,276

注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払等	収益 78,756 費用 50,408	未収投資助言報酬	40,705
										未収運用受託報酬	870
										未払手数料等	13,261

注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（１株当たり情報）

第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 31,446円07銭	1株当たり純資産額 27,061円70銭
1株当たり当期純損失 2,214円14銭	1株当たり当期純損失 4,384円37銭
(1) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	(1) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
(2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	(2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
当期純損失 255,955千円	当期純損失 506,833千円
普通株主に帰属しない金額 —	普通株主に帰属しない金額 —
普通株式に係る当期純損失 255,955千円	普通株式に係る当期純損失 506,833千円
期中平均株式数 115,600株	期中平均株式数 115,600株

（重要な後発事象）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社とMDAMアセットマネジメント株式会社との合併について

当社とMDAMアセットマネジメント株式会社は、平成22年6月10日に、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結いたしました。当該合併契約につきましては、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。

1 合併の目的

資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客様のニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方向から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。

2 合併の方法及び合併契約の要旨

(1) 合併効力発生日

平成22年10月1日

(2) 合併の方法

MDAMアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、当社を消滅会社とする、吸収合併方式により合併いたします。

(3) 合併後の社名（商号）

明治安田アセットマネジメント株式会社

（英文名：Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd.）

(4) 合併比率

MDAMアセットマネジメント株式会社は普通株式6,286株を発行し、当社の普通株式1株につき、MDAMアセットマネジメント株式会社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付いたします。

3 合併の相手会社の概要

商号	MDAMアセットマネジメント株式会社
設立年月	昭和61年11月
本社所在地	東京都港区
代表者	佐藤 公俊
資本金（※1）	1,000,000千円
営業収益（※2）	4,852,874千円
当期純利益（※2）	86,407千円
資産（※1）	6,798,156千円
負債（※1）	504,613千円
純資産（※1）	6,293,543千円
役職員数（※3）	130人

（※1）平成21年3月31日現在です。

（※2）平成21年3月期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）です。

（※3）平成21年12月31日現在です。

役職員数は非常勤役員を含み、派遣社員を除いております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 公 高 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 始 史 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 前 正 紀 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年10月1日にMDAMアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	2,630,878
未収委託者報酬	335,807
未収運用受託報酬	74,310
未収投資助言報酬	※ 1 50,458
その他流動資産	47,558
流動資産計	3,139,012
固定資産	
有形固定資産	※ 2 96
無形固定資産	0
投資その他の資産	164,361
長期前払費用	426
長期差入保証金	163,934
固定資産計	164,458
資産合計	3,303,470
負債の部	
流動負債	
預り金	6,256
未払金	117,334
未払費用	210,858
未払法人税等	4,395
賞与引当金	42,824
資産除去債務	25,000
その他流動負債	※ 3 15,521
流動負債計	422,191
固定負債	
退職給付引当金	26,939
固定負債計	26,939
負債合計	449,131
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,600,000
資本剰余金	
資本準備金	646,250
資本剰余金計	646,250
利益剰余金	
利益準備金	26,000
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△ 417,910
利益剰余金計	△ 391,910
株主資本計	2,854,339
純資産合計	2,854,339
負債・純資産合計	3,303,470

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成22年4月1日	
至 平成22年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	988,300
受入手数料	15,770
運用受託報酬	210,716
投資助言報酬	48,316
営業収益計	1,263,103
営業費用	
支払手数料	375,962
その他営業費用	466,179
営業費用計	842,142
一般管理費	※ 1 574,467
営業損失（△）	△ 153,505
営業外収益	※ 2 1,841
営業外費用	970
経常損失（△）	△ 152,634
特別利益	-
特別損失	
合併費用	73,553
その他特別損失	※ 3 46,659
特別損失計	120,213
税引前中間純損失（△）	△ 272,848
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	-
中間純損失（△）	△ 273,993

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自 平成22年4月1日
		至 平成22年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		2,600,000
当中間期末残高		2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		646,250
当中間期末残高		646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		26,000
当中間期末残高		26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		△ 143,917
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純損失（△）		△ 273,993
当中間期変動額合計		△ 273,993
当中間期末残高		△ 417,910
株主資本合計		
前期末残高		3,128,332
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純損失（△）		△ 273,993
当中間期変動額合計		△ 273,993
当中間期末残高		2,854,339
純資産合計		
前期末残高		3,128,332
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純損失（△）		△ 273,993
当中間期変動額合計		△ 273,993
当中間期末残高		2,854,339

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年
2 引当金の計上基準	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付の見込額（自己都合による当中間会計期間末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。
3 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
（資産除去債務に関する会計基準等の適用） 当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業損失及び経常損失は931千円、税引前中間純損失は24,999千円増加しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
※ 1	下記の資産に対する貸倒引当金を当該資産から直接控除して表示しております。 未収投資助言報酬 8,855千円
※ 2	有形固定資産の減価償却累計額 71,870千円
※ 3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間
 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

※1 減価償却実施額
 有形固定資産 986千円
 無形固定資産 44千円

※2 営業外収益のうち主要なもの
 受取利息 761千円

※3 減損損失
 当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類
東京都千代田区	本社設備等	建物、ソフトウェア

(2) 減損損失の認識に至った経緯
 前々事業年度、前事業年度及び当中間会計期間と連続して営業損失を計上したことから、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額
 建物 1,338千円
 ソフトウェア 728千円
 計 2,067千円

(4) 資産のグルーピング方法
 投資顧問事業及び投資信託事業を含め、全社で一つの資産グループとしております。

(5) 回収可能価額の算定方法
 回収可能価額は正味売却価額を適用しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間
 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	115,600	—	—	115,600

2 自己株式に関する事項
 該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項
 該当事項はありません。

4 配当に関する事項
 該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,630,878	2,630,878	—
(2) 未収委託者報酬	335,807	335,807	—
(3) 未収運用受託報酬	74,310	74,310	—
(4) 未収投資助言報酬	59,314		
貸倒引当金（※1）	△8,855		
	50,458	50,458	—
(5) 長期差入保証金	163,934	163,934	—
資産計	3,303,470	3,303,470	—
(1) 未払金	117,334	117,334	—
(2) 未払費用	210,858	210,858	—
負債計	449,131	449,131	—

（※1）未収投資助言報酬に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注）1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 未収投資助言報酬

未収投資助言報酬は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

- (5) 長期差入保証金

当社は平成22年10月1日に合併を予定しており、長期差入保証金は1年以内に返還予定のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払金、(2) 未払費用

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 金銭債権の決算日後の償還予定額

未収投資助言報酬のうち回収予定額が見込めない8,855千円を除いたすべての金銭債権について1年以内の回収を予定しております。

なお、長期差入保証金についても、平成22年10月1日に合併予定のため、1年以内の返還を予定しております。

（有価証券関係）
当中間会計期間末（平成22年9月30日現在）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）
当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）
当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
該当事項はありません。

（持分法損益等）
当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
該当事項はありません。

（企業結合等関係）
当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
当中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、本社の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を計上しております。平成22年10月18日から平成22年11月28日に原状回復工事を実施し、平成22年11月28日に本社の不動産賃貸契約を解約します。資産除去債務の見積もりにあたり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高（注）	<u>25,000千円</u>
当中間会計期間末残高	<u>25,000千円</u>

注）「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を、当中間会計期間から適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

（賃貸等不動産関係）
当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （運用業務）	投資顧問 （助言業務）	合計
外部顧客への売上高	988,300	15,770	210,716	48,316	1,263,103

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社の報告セグメントは、「金融商品取引業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日）	
１株当たり純資産額	24,691円52銭
１株当たり中間純損失	2,370円18銭
(1) なお、潜在株式調整後１株当たり中間純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) １株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純損失	273,993千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式にかかる中間純損失	273,993千円
期中平均株式数	115,600株

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日）

共通支配下の取引等

１ 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業

名称 MDAMアセットマネジメント株式会社

事業の内容 金融商品取引業

②被結合企業

名称 安田投信投資顧問株式会社（当社）

事業の内容 金融商品取引業

(2) 企業結合日

平成22年10月１日

(3) 企業結合の法的形式

MDAMアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業名称

明治安田アセットマネジメント株式会社

(5) 取引の目的

両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていくため。

２ 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（1）定款の変更

平成22年10月1日付で、定款について次の変更を行いました。

- ・ 安田投信投資顧問株式会社と合併し、商号を明治安田アセットマネジメント株式会社に変更しました。
- ・ 公告方法の変更を行いました。（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う）に変更しました。）

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ①名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ②資本金の額 324,279百万円（平成22年3月末現在）
- ③事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金の額（百万円） （平成22年3月末現在）	③事業の内容
株式会社SBI証券 岡三オンライン証券株式会社 極東証券株式会社 東海東京証券株式会社 SMB C日興証券株式会社 日産センチュリー証券株式会社 浜銀TT証券株式会社 フィデリティ証券株式会社 前田証券株式会社 明和證券株式会社 楽天証券株式会社 ワイエム証券株式会社 マネックス証券株式会社 西日本シティTT証券株式会社	47,937 6,500 5,251 6,000 10,000 1,500 3,307 4,907.5 (平成22年6月29日現在) 2,198 511 7,477 1,270 7,425 (平成22年6月30日現在) 1,575 (平成22年5月6日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天銀行株式会社 株式会社愛媛銀行 株式会社大垣共立銀行 オーストラリア・アンド・ ニュージーランド・バンキング ・グループ・リミテッド（銀行） 株式会社四国銀行 株式会社大光銀行 株式会社第三銀行 株式会社肥後銀行 株式会社北海道銀行 株式会社武蔵野銀行 株式会社静岡中央銀行	23,485 19,078 36,166 1,580,937 (平成21年9月末現在) 25,000 10,000 37,461 18,128 93,524 45,743 2,000 (平成22年6月1日現在)	日本において、銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
明治安田生命保険相互会社	410,000 平成22年3月末現在の基金および 基金償却積立金の合計	日本において、保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）販売会社

当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務を行います。

3【資本関係】

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。

平成22年8月23日	臨時報告書
平成22年9月15日	有価証券届出書
平成22年9月27日	臨時報告書
平成22年10月20日	臨時報告書
平成22年11月16日	有価証券報告書
平成22年11月16日	有価証券届出書
平成22年11月18日	臨時報告書
平成22年12月20日	臨時報告書
平成23年1月20日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年4月8日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパン・パシフィック外国債券オープンの平成22年8月17日から平成23年2月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パン・パシフィック外国債券オープンの平成23年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 森 公高 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奥村 始史 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻前 正紀 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の「安田投信投資顧問株式会社との合併について」に記載されているとおり、会社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約については、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社（旧会社名 MDAMアセットマネジメント株式会社）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の「安田投信投資顧問株式会社との合併」に記載されているとおり、会社は、平成22年10月1日をもって安田投信投資顧問株式会社と合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年10月8日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパン・パシフィック外国債券オープンの平成22年2月16日から平成22年8月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パン・パシフィック外国債券オープンの平成22年8月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高 ⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史 ⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。